

伊勢崎市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針

平成２９年３月
伊勢崎市教育委員会

目 次

I	これからの就学前教育・保育の在り方について	1
II	《提言 1》市立幼稚園の 3 年保育の実施と適正配置について	2
	1 モデル園での 3 年保育の先行実施（平成 29 年度）	
	2 他園への 3 年保育の拡充（平成 30 年度以降）	
	3 適正配置の検討、実施	
III	《提言 2》幼稚園・保育園・認定こども園等の連携、幼稚園・保育園・認定 こども園と小学校との連携について	3
	1 幼稚園・保育園・認定こども園等の連携	
	2 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携	
IV	《提言 3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について	4
	1 就学前教育及び保育に対する支援	
	2 市立幼稚園の役割	
	資料	8

I これからの就学前教育・保育の在り方について

子どもたちが家庭を離れ、家族以外の人たちと初めてふれあい、集団生活を行う場所が、幼稚園・保育園・認定こども園等です。母親や父親に代わって先生と、兄弟姉妹に代わって同年代の友だちと、遊んだり、運動したりと様々な経験を積むことができます。子どもたちは、新しい友だちとの交流を通して自主性や社会性を身に付けるとともに、一步一步新たな環境に順応し、生き生きと着実に成長していくものと考えております。

子どもたちを幼稚園等に預ける母親や父親は、家庭において今まで感じられなかった我が子の成長に気づき、喜ぶことがあります。子どもたちも、知らないうちに身に付いた経験則や自信等に基づき、今までできなかったことにも勇気を持って挑戦できるようになります。

就学前教育・保育は、このように子どもたちの大切な成長を育み、支えていくものです。教育委員会では、子どもたちの成長に大きな影響を与える幼児期の重要性に鑑み、外部委員により組織された就学前教育・保育のあり方に関する基本方針検討委員会を設置し、これからの就学前教育及び保育の在り方について検討を依頼しました。

その結果、当該検討委員会からは、次の3つの提言を提出いただきました。

《提言1》市立幼稚園の3年保育の実施と適正配置について

《提言2》幼稚園・保育園・認定こども園等の連携、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携について

《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について

教育委員会は、これらの提言に基づき、望ましい就学前教育・保育の在り方や市立幼稚園の役割について基本方針を定めました。

平成29年3月17日

Ⅱ 《提言 1》市立幼稚園の 3 年保育の実施と適正配置について

1 モデル園での 3 年保育の先行実施（平成 29 年度）

市立幼稚園の 3 年保育への移行に当たっては、地域的な就園ニーズは把握できるものの実質的な就園希望者数は不明確であるため、3 園程度をモデル園に指定して試行的に先行実施し、その必要性や効果を検証する必要がある。

- (1) 先行実施する園を選定する場合、他施設との関係を含めた地域バランスや地域的な就園ニーズ等を十分考慮する。
- (2) 3 歳児の定員は、1 学級 20 人とし、各園に 1 学級を設置する。
- (3) 学級増に伴い、エアコンやシャワーなど必要な設備を整備するとともに、研修等を通じて教職員の資質の向上を図り、適正な人員配置に努める。

2 他園への 3 年保育の拡充（平成 30 年度以降）

他園への 3 年保育の拡充に当たっては、試行的に先行実施した園での就園状況や成果、地域的な就園ニーズ等を十分検証し、その可否を判断する必要がある。

- (1) 3 年保育を拡充する園を選定する場合、他施設との関係を含めた地域バランスや地域的な就園ニーズ等を十分考慮する。
- (2) 3 歳児の定員は、1 学級 20 人とし、各園に 1 学級を設置する。
- (3) 学級増に伴い、エアコンやシャワーなど必要な設備を整備するとともに、研修等を通じて教職員の資質の向上を図り、適正な人員配置に努める。
- (4) 地域的な就園ニーズが低い等の理由により 3 年保育に移行しないと判断した園は、地域事情等を考慮しながら統廃合の検討に着手する。

3 適正配置の検討、実施

市立幼稚園の中には、園児数が著しく少なく、子どもたちが集団生活を通して自主性や社会性を育むことが困難な状況にあると判断できる園がある。そのような園については、適正な教育環境を提供できるよう統廃合を検討、実施する必要がある。

- (1) 統廃合する園を選定する場合、今後の園児数の動向や近隣の私立幼稚園や認定こども園との関係等の地域事情を十分考慮する。
- (2) 統廃合の対象となった園においては、在園児の保護者に丁寧に説明し理

解を得るとともに、段階的に園児の募集を停止する。なお、在園児の中で転園を希望する場合には、適切な対応に努める。

Ⅲ 《提言２》幼稚園・保育園・認定こども園等の連携、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携について

１ 幼稚園・保育園・認定こども園等の連携

近年の社会的な背景として、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出や共働き世帯の増加により保護者の保育ニーズは多様化している。

しかし、就学前の子どもたちの育ちは、幼稚園・保育園・認定こども園等で区別することなく保障しなければならない。

そのため、幼稚園・保育園・認定こども園等は、異なった目的や機能を持つ施設であるが、連携する必要がある。

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園等の在園児の交流による適正な発達と学びの促進

- ア 入学を見据えての、幼稚園・保育園・認定こども園在園児の交流
- イ 日常的な遊びや行事見学等を通した自主性や社会性の育成
- ウ 互いの違いを認め合うことによる他者や自己に対する肯定感の高揚

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の連携による教育と保育の一体化の推進

- ア 就学前の子どもに必要とされる教育及び保育の内容の整合性の確保
- イ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の合同研修を通した資質と指導力の向上
- ウ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修の成果に基づく、教育及び保育の内容の共有と実践

２ 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携

子どもたちは小学校へ入学するに当たり、大きな期待とともに多少の不安を抱えている。当然、入学当初は学習や学校生活に対して戸惑い、就学前の経験や学びだけでは十分対応することが困難な場面に直面することもある。このような状況を踏まえ、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携

は、その重要性を増している。

そこで、子どもたちはさまざまな経験を通して新しい環境への適応力を養い、困難な状況を乗り越え、着実に成長していくことが大切である。また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭及び小学校教諭は、子どもたち一人一人に寄り添い、成長を温かく見守ることが求められている。

そのため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校とが連携し、就学前の子どもたちの生活、発達や学びの連続性を踏まえ、円滑な小学校入学を促すとともに、それぞれの特性に応じた指導ができるよう、資質と専門性の向上に努める必要がある。

(1) 在園児と小学生との交流による入学への期待感の醸成と不安感の払拭並びに小学生としての自覚の育成

- ア 相互的なレクリエーションや運動等を通じた交流の実施
- イ 相互的な学習体験や生活体験の実施
- ウ 相互的な施設見学や授業参観の実施

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校教諭との連携による小1プロブレムの解消

- ア 教育及び保育の内容や指導方法などを共通理解するための研修の実施
- イ 幼稚園・保育園・認定こども園からの就学児に関する情報に基づく適正な学級編制
- ウ 小学校における個別指導を充実するための情報交換と研修の実施
- エ 小学校教諭による幼稚園・保育園・認定こども園の施設見学や保育参観を通じた共通理解の促進

IV 《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について

1 就学前教育及び保育に対する支援

保護者アンケートの結果、入園や子育て支援等に関する積極的な情報発信を強く望む声が多くあった。また、在園児の中には、障害のある子どもや発達に課題のある子ども、外国籍の子どもなど特別な支援を必要とする子どもが、年々増加傾向にある。

そこで、行政は、保護者に対して必要な情報を適宜提供しなければならな

い。また、特別な支援を必要とする子どもを預かる民間の幼稚園・保育園・認定こども園等に対しては、教育や保育面での指導をはじめ、適切な支援が求められている。

そのため、ホームページの改修等により広報手段の改善、相談窓口の充実に努める必要がある。また、特別な支援を必要とする子どもが早期に園生活に慣れ、幼児期の望ましい成長や発達を促せるよう、人的・物的な教育及び保育の環境整備に努める必要がある。

(1) 就学前教育・保育に関する行政組織及び機能の整備、充実

- ア 幼稚園・保育園・認定こども園等の入園手続き及び相談等に関する窓口の一元化
- イ 子育てコンシェルジュの活用をはじめ、在園児及び未就園児の保護者向け相談体制の充実
- ウ 入園案内をはじめ発達相談や医療、子育て支援全般に関するタイムリーな情報発信を集約した、わかりやすいホームページ作り

(2) 特別な支援を必要とする子どもへの適正な就園支援

障害のある子どもや発達に課題のある子ども

- ア 特別支援教育を専門とする教諭等による定期的な巡回指導の実施
- イ 障害のある子どもや発達に課題のある子どもの課題解決のための保護者及び教諭・保育士・保育教諭向け相談体制の充実
- ウ こども発達相談室への通級など柔軟かつ効果的な対応の推進

外国籍の子ども

- ア 子どもたちの母語が話せる支援員を定期的に施設に派遣することによる在園児支援
- イ 保護者向けの懇談会や説明会において母語が話せる支援員を通訳として派遣することによる保護者支援

(3) 特別な支援を必要とする子どもの受け入れに対する財政的な支援

- ア 私立幼稚園・保育園・認定こども園等における介助員や子どもたちの母語が話せる支援員などの人材配置に対する助成制度の検討
- イ 私立幼稚園・保育園・認定こども園等における障害のある子どもの受け入れに伴う施設改修費に対する助成制度の検討

(4) 障害のある子どもや発達に課題のある子どもと保護者の支援に向けた保

健・福祉施策との連携

- ア 3歳児・5歳児健康診査による子どもの発達の課題の早期発見と支援
- イ 発達に課題のある在園児について発達相談員・保健師等による施設巡回相談と指導の実施
- ウ 障害のある子どもや発達に課題のある子どもの保護者向け家庭内療育に関する相談事業の実施

2 市立幼稚園の役割

核家族化の進行や女性の社会進出等により、保護者の保育園や認定こども園への就園ニーズが高まっている。また、本市は県内でも特別な支援を必要とする子ども、中でも外国籍の子どもが多く居住している地域である。

そこで、幼稚園には預かり保育の充実を図るなどの確な対応が求められる中、特に市立幼稚園は、公費によって賄われているところが大きいため、保護者の満足度や教育・保育の質を向上させる必要性がある。

そのため、市立幼稚園は、在家庭の子どもなど潜在的な就園ニーズに対応するとともに、民間の幼稚園・保育園・認定こども園等では対応の難しい教育及び保育に取り組むことが求められている。また、新たな教育課題等を調査研究し、解決に向け先進的に取り組む必要がある。

(1) 未就園児とその保護者のための就園促進と子育て支援

- ア 「未就園児ふれあい広場」の拡充による子ども同士のふれあいの場や保護者同士の情報交換の場の充実
- イ 保護者向け子育て・就園相談業務の充実

(2) 障害のある子どもや発達に課題のある子どものための就園支援

- ア 障害や発達の課題に応じた通級教室での指導
- イ 未就園児向け幼児デイサービス※の実施
 - ※子どもと保護者が一緒に通園し、基本的な生活習慣を身につけ、創作活動、機能訓練、社会適応訓練などを通して支援を行う。
- ウ 保護者向け発達相談業務の充実

(3) 外国籍の子どもたちのための就園支援

- ア 子どもたちの母語が話せる支援員による指導
- イ 母語の話せる支援員による家庭への連絡通知の翻訳、保護者会等にお

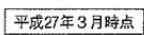
ける通訳

(4) 就学前教育・保育に関する課題の研究、実践

- ア 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の連携による共同研究グループの設置
- イ 研究成果の実践による検証と他園への還元
- ウ 幼児の適切な発達を促すための効果的な指導のあり方の提案

資 料

1	【参考】地区別の就学前児童の教育・保育施設の状況	8
2	伊勢崎市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針策定の流れ	9
3	伊勢崎市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針検討委員会設置要綱	11
4	伊勢崎市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針検討委員会委員名簿	13



伊勢崎市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針策定の流れ

時期	就学前教育・保育のあり方に関する基本方針検討委員会	市民参加 (アンケート・パブリックコメント手続)	教育委員会 教育委員会事務局
H28年 2月	第1回検討委員会(2/19) ・委員の委嘱及び任命 ・会議の進め方とスケジュール ・公立幼稚園の現状と課題 ・庁内検討委員会の検討結果		
3月	第2回検討委員会(3/29) ・就園状況・就園ニーズ等に関する保護者アンケート ・現状の把握、提案の集約 (幼稚園と保育所の連携、幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続、公立幼稚園の役割・行政の支援)		
4月			就園状況・就園ニーズ等に関する保護者アンケート(案)の内容の調整
5月		5/21～6/5(16日間) 「就園状況・就園ニーズ等に関する保護者アンケート」の実施	
6月			就園状況・就園ニーズ等に関する保護者アンケートの結果集計 議会への情報提供 ・就園状況・就園ニーズ等に関する保護者アンケートの集計結果(速報)
7月	第3回検討委員会(7/12) ・「就園状況・就園ニーズ等に関する保護者アンケート」の結果報告 ・《提言1》市立幼稚園の3年保育の実施と公立幼稚園の適正配置について(パブリックコメント手続案)検討、決定		
8月		8/16～9/15(31日間) 《提言1》市立幼稚園の3年保育と適正配置について(案)に関するパブリックコメント手続	
9月	第4回検討委員会(9/23) ・《提言1》市立幼稚園の3年保育の実施と適正配置について(案)に関するパブリックコメント手続の結果報告 ・《提言1》市立幼稚園の3年保育の実施と適正配置について(案)の再検討、決定 ⇒教育委員会に提言 ・《提言2》幼稚園と保育園等との連携、幼稚園・保育園等から小学校への円滑な接続について(案)、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について(案)の検討		《提言1》市立幼稚園の3年保育の実施と適正配置について(案)に関するパブリックコメント手続の結果集約 教育委員会会議(9/26) ・《提言1》市立幼稚園の3年保育の実施と適正配置について(案)に関するパブリックコメント手続結果を報告 ・《提言1》市立幼稚園の3年保育の実施と適正配置について議案上程 議会への情報提供 ・《提言1》市立幼稚園の3年保育の実施と適正配置について

時期	就学前教育・保育のあり方に関する基本方針検討委員会	市民参加 (アンケート・パブリックコメント手続)	教育委員会 教育委員会事務局
10月			平成29年度市立幼稚園園児募集(10/12～10/18)
11月	第5回検討委員会(11/18) ・《提言2》幼稚園と保育園等との連携、幼稚園・保育園等から小学校への円滑な接続について(案)、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について(案)(パブリックコメント手続き案)の検討、決定		
12月			
H29年 1月		1/10～2/9(31日間) 《提言2》幼稚園・保育園・認定こども園等との連携、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携について(案)、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について(案)に関するパブリックコメント手続	
2月			《提言2》幼稚園・保育園・認定こども園等との連携、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携について(案)、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について(案)に関するパブリックコメント手続の結果集約
3月	第6回検討委員会(3/15) ・《提言2》幼稚園・保育園・認定こども園等との連携、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携について(案)、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について(案)に関するパブリックコメント手続の結果報告 ・《提言2》幼稚園・保育園・認定こども園等との連携、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携について(案)、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について(案)の再検討、決定 ⇒教育委員会に提言		教育委員会会議(3/17) ・《提言2》幼稚園・保育園・認定こども園等との連携、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携について(案)、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について(案)に関するパブリックコメント手続の結果報告 ・《提言2》幼稚園・保育園・認定こども園等との連携、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携について(案)、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について議案上程 議会への情報提供 ・《提言2》幼稚園・保育園・認定こども園等との連携、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携について、《提言3》就学前教育及び保育に対する支援と市立幼稚園の役割について

伊勢崎市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針検討委員会
設置要綱

(設置)

第1条 就学前幼児数の推移や幼稚園又は保育所への就園ニーズを踏まえ、今後の就学前教育・保育のあり方について検討し、子どもたちの適正な心身の発達を助長できる適当な教育及び保育環境の整備を図るため、伊勢崎市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、就学前教育・保育のあり方に関する基本方針を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 市立幼稚園の3年保育の実施に関すること。
- (2) 市立幼稚園の適正配置に関すること。
- (3) 幼稚園と保育所との連携に関すること。
- (4) 幼稚園及び保育所と小学校の連携に関すること。
- (5) その他就学前教育及び保育の充実に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校長会の代表
- (3) 私立幼稚園長及び市立幼稚園長の代表
- (4) 私立幼稚園及び市立幼稚園の保護者の代表
- (5) 私立保育園長及び市立保育所長の代表
- (6) 私立保育園及び市立保育所の保護者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。

伊勢崎市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針検討委員会委員名簿

平成 28 年 2 月 19 日～

No.	氏 名	委嘱区分	摘 要
1	藤 本 宗 利	1 号委員	学識経験者（群馬大学教育学部教授）
2	下 山 重 之	2 号委員	小学校長会の代表
3	柳 澤 慶 仁	3 号委員	私立幼稚園長の代表
4	東 宮 啓 子	3 号委員	市立幼稚園長の代表
5	小 泉 由理江	4 号委員	私立幼稚園の保護者の代表
6	稲 月 沙 織	4 号委員	市立幼稚園の保護者の代表
7	六本木 文 子	5 号委員	私立保育園長の代表
8	亀 井 富 子	5 号委員	市立保育所長の代表
9	黒 澤 あゆみ	6 号委員	私立保育園の保護者の代表
10	土 肥 左緒理	6 号委員	市立保育所の保護者の代表

平成 28 年 7 月 12 日～

No.	氏 名	委嘱区分	摘 要
1	藤 本 宗 利	1 号委員	学識経験者（群馬大学教育学部教授）
2	金 井 賢 一	2 号委員	小学校長会長
3	柳 澤 慶 仁	3 号委員	私立幼稚園長の代表
4	赤 堀 光 枝	3 号委員	市立幼稚園長の代表
5	小 泉 由理江	4 号委員	私立幼稚園の保護者の代表
6	吉 野 紀美子	4 号委員	市立幼稚園の保護者の代表
7	六本木 文 子	5 号委員	私立保育園長の代表
8	金 井 典 子	5 号委員	市立保育所長の代表
9	黒 澤 あゆみ	6 号委員	私立保育園の保護者の代表
10	土 肥 左緒理	6 号委員	市立保育所の保護者の代表